

## 日立市危険ブロック塀等改善事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険なブロック塀等の除却工事及び除却工事に伴う軽量フェンス又は生垣の設置工事を行う者に対し、当該工事に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することについて、日立市補助金等交付規則（昭和45年規則第42号）に定めるもののほか必要な事項を定め、地震発生時におけるブロック塀等の安全性を確保するとともに、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック造、組積造その他これらに類する塀及び門柱並びにこれらと一体となる構造物をいう。
- (2) 危険ブロック塀等 小中学校の通学路又は日立市地域防災計画に定める緊急輸送道路に面するブロック塀等であって、道路面からの高さが60センチメートルを超えるもののうち、第7条第3項に規定する事前調査で危険と判定されたものをいう。
- (3) 軽量フェンス ネットフェンス、アルミフェンス等のフェンス類その他これらに類する塀と同等の機能を有するものをいう。
- (4) 除却工事 危険ブロック塀等の全部又は一部を除却する工事をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する工事をいう。

- (1) 危険ブロック塀等の全てを除却する工事
- (2) 危険ブロック塀等の一部を除却し、道路面からの高さを60センチメートル以下に減ずる工事（危険ブロック塀等のうち除却されていない部分の安全性が確保されていると市長が認める場合に限る。）
- (3) 除却した危険ブロック塀等の代替として、軽量フェンスを設置する工事
- (4) 除却した危険ブロック塀等の代替として、次のアからウまでに定める基準のいずれにも該当する生垣を設置する工事
  - ア 生垣の高さは、地表面から1メートル以上であること。
  - イ 生垣の樹種は、燃えにくいものであること。
  - ウ 樹木の間隔は、葉が触れ合う程度に設置されていること。

2 補助対象事業は、次に掲げる者が施工した工事でなければならない。

- (1) 市内に本店、支店若しくは営業所等を有する法人又は個人事業者
- (2) 危険ブロック塀等の除却工事にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第2条第12項に規定する解体工事業者

(補助の対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、危険ブロック塀等の所有者又は管理者であつて、次に掲げるものとする。

- (1) 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料を滞納していない者
- (2) 国、地方公共団体又はこれに準ずる団体に該当しない者
- (3) 補助対象事業を土地又は建物の販売を目的として行わない者
- (4) 危険ブロック塀等が設置されている敷地において、既にこの要綱その他この要綱の趣旨に類似する制度に基づいた補助金の交付を受けたことがない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）と認められる者に該当しない者

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額（当該額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を合計した額とし、当該額が20万円を超えるときは、20万円を限度とする。

- (1) 危険ブロック塀等の全てを除却する場合 除却する部分の延長に1メートル当たり10,000円を乗じて得た額又は除却工事に要する費用に3分の2を乗じて得た額のいずれか低い額
- (2) 危険ブロック塀等の一部を除却する場合 除却する部分の延長に1メートル当たり7,000円を乗じて得た額又は除却工事に要する費用に3分の2を乗じて得た額のいずれか低い額
- (3) 除却した危険ブロック塀等の代替として軽量フェンスを設置する場合 軽量フェンスの延長に1メートル当たり10,000円を乗じて得た額又は軽量フェンスを設置する工事に要する費用に3分の2を乗じて得た額のいずれか低い額
- (4) 除却した危険ブロック塀等の代替として生垣を設置する場合 生垣の延長に1メートル当たり8,000円を乗じて得た額又は生垣を設置する工事に要する費用に3分の2を乗じて得た額のいずれか低い額

2 軽量フェンス及び生垣の長さは、除却した危険ブロック塀等の長さ以下としなければならない。

(ブロック塀等の事前調査)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ申請に係るブロック塀等が、危険ブロック塀等に該当するか否かについて、事前調査を受けなければならない。

2 前項の事前調査を受けようとする者は、日立市危険ブロック塀等改善事業補助金交付事前調査申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取り図
- (2) 配置図（危険ブロック塀等の位置を示したもの）
- (3) ブロック塀等の現況写真（カラーで全景及び危険箇所が分かるもの）
- (4) その他市長が必要と認めるもの

3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、現地調査を行い、危険ブロック塀等に該当するか否かを判定し、日立市危険ブロック塀等改善事業補助金交付事前調査結果通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（交付の申請）

第8条 前条第3項の規定による危険ブロック塀等に該当する旨の通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象事業に係る契約を締結する前に、日立市危険ブロック塀等改善事業補助金交付申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取り図
- (2) 補助対象事業計画書
- (3) 補助対象事業に要する費用の見積書の写し
- (4) 申請に係る危険ブロック塀等を所有し、又は管理していることを証する書類
- (5) 申請に係る危険ブロック塀等が共有物である場合には、除却に関して共有者の同意が得られていることを示す書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第9条 市長は、前条の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査により補助金の交付の可否を決定し、日立市危険ブロック塀等改善事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知する。

（交付の条件）

第10条 市長は、前条の規定による交付の決定をする場合には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助対象事業の実施に伴い発生した廃棄物は、適正に処理すること。
- (2) 前条の規定による交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業により設置した軽量フェンス又は生垣を常に良好な状態に保つよう努めること。
- (3) 危険ブロック塀等の除却後に設置する軽量フェンス又は生垣は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路とみなし道路境界線間に突出しないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(申請内容の変更等)

第11条 交付決定者は、第8条の規定による申請の内容を変更又は中止するときは、日立市危険ブロック塀等改善事業補助金変更(中止)承認申請書(様式第5号)に必要な書類を添えて、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の内容及び補助金の額の変更を伴わない補助対象経費の変更の場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査により変更又は中止の承認の可否を決定し、日立市危険ブロック塀等改善事業補助金変更(中止)承認(不承認)決定通知書(様式第6号)により、交付決定者に通知する。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、補助対象事業を完了した日から起算して20日又は第9条の交付決定通知のあった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、日立市危険ブロック塀等改善事業補助金実績報告書(様式第7号。以下「実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の施工前、施工中及び施工後の写真
- (2) 補助対象経費の支払が確認できる書類の写し
- (3) 補助対象事業の実施に伴い発生した廃棄物の処分報告書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、申請の内容と相違ないことを認めたときは、補助金の額を確定し、日立市危険ブロック塀等改善事業補助金交付確定通知書(様式第8号)により、交付決定者に通知する。

(交付の請求)

第14条 前条の規定により通知を受けた交付決定者が補助金の交付を請求しようとするときは、同条の通知があった日の属する年度の末日までに、日立市危険ブロック塀等改善事業補助金交付請求書(様式第9号)を、市長に提出しなければならない。

(交付の決定の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 補助金を目的外に使用したとき。
- (4) その他市長が交付決定を取り消し、又は交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることが適当と判断したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、日立市危険ブロック塀等改善事業補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により、交付決定者に通知する。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対して、日立市危険ブロック塀等改善事業補助金返還命令書（様式第11号）により、期限を定めて返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による返還の期限は、返還を命ぜられた日の翌日から起算して30日以内とする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和2年6月1日から適用する。